

地域を支える、身近な相談役！

「民生委員・児童委員」のお仕事



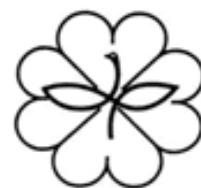
「民生委員・児童委員」という言葉はおそらくどこかで聞いたことがあるかと思います。地域に住む私たちの暮らしを陰で支え、いざという時に頼りになる、とても大切な存在です。皆さんの地域にも「民生委員・児童委員」として任を受け、ご活躍されている方がいらっしゃいます。今回は、「民生委員・児童委員」に焦点を当てて、ご紹介します。

民生委員・児童委員はどういう方？

「民生委員」は、民生委員法（1948年制定）に基づいて、厚生労働大臣が任命する非常勤の地方公務員のことです。地方公務員という扱いですが、ボランティアとして活動するため、給与の支給はありませんが、交通・通信等の活動費が各自治体から支給されます。民生委員の主な任務は、地域の生活者の「社会福祉に関する相談・援助」で、高齢者や子ども、障がい者など、生活に困っている人々の相談を受け、必要な支援機関と連携して適切な援助につなげるというものです。地域の福祉ニーズを把握し、行政に提言する役割も担っています。また、全ての民生委員が、児童福祉法による「児童委員」も兼ねています。すべての子どもが健やかに成長できるよう、妊産婦、乳幼児、児童、生徒やその保護者などからの相談に応じ、支援や必要な機関との橋渡しを行います。児童虐待の早期発見や地域の子育て支援にも積極的に関わる役割もあります。担当エリアをもたずに、子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」という方もいます。

どんな人が民生委員・児童委員として活動しているか？

民生委員・児童委員は、その地域の住民の中から、社会福祉活動やボランティアに対して熱意があり、地域の実情に詳しく、人格識見の高い人が選ばれます。特別な資格は必要ありませんが、市町村議員の選挙権を有することなどが法律で規定されているため、外国籍の方は推薦されません。また、他に常勤の仕事を有している方を選任することも現実的には難しいようです。各市町村には「民生委員推薦会」が設置されており、この推薦会で選ばれた候補者が、都道府県知事を通じて厚生労働大臣に推薦され、委嘱されます。任期は3年です。



1960年に公募で選ばれた民生委員・児童委員のマークです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

現状と課題

少子高齢化が進む日本において、民生委員・児童委員の役割はますます重要になっています。しかし、その活動は多くの課題に直面しています。ひとつは、**担い手不足**の問題です。現在、委員の多くは60歳以上の高齢者が占めており、活動の継続が難しくなっています。高齢者も今は、働きに出る方が増えているため、依頼をしても断られるというケースもあり、委員の高齢化と人手不足が同時に進行しているのです。**業務量の増加**も大きな問題です。核家族化や共働き世帯が増え、地域でのつながりが希薄になる中、支援を必要とする住民は増加傾向にあります。加えて、生活困窮、虐待、引きこもりなど、専門的な知識を要する相談が増え、相談内容の複雑化していることで、民生委員・児童委員一人あたりの負担が大きくなり、精神的・肉体的な疲労が課題となっています。すべてのケースに対応するには限界があり、行政や専門機関との連携がより重要になっています。

困ったときに頼りになる。地域に欠かせない存在

「子育てに悩んでいる」「近所の一人暮らしの高齢者が心配」「福祉サービスを知りたい」といった暮らしの悩みや困りごとがあるときは、お住まいの地域の民生委員・児童委員に相談してみるのも1つの方法です。相談内容は、秘密厳守で、プライバシーはしっかりと守られます。民生委員・児童委員は、それぞれの地域に必ず配置されています。どなたが担当しているかわからない場合は、お住まいの市町村の社会福祉協議会や福祉担当課にお問い合わせください。

